

令和元年度第1回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和元年7月12日（金）兵庫県立ひょうご女性交流会館 501会議室		
委員	泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授） 小西 庸夫（元兵庫県代表監査委員） 池田 千鶴（神戸大学大学院法学研究科教授） 松本 隆行（弁護士） 細川 明子（公認会計士）		
対象期間	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで		
事務局報告 平成30年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	1,062件	対象期間中の指名停止件数	9件
対象工事の契約金額合計	45,764,371千円	対象期間中の資格制限件数	3件
対象工事の平均落札率	90.7%	対象工事：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		5件	
うち	一般競争入札	0件	
	公募型一般競争入札	1件	
	制限付き一般競争入札	2件	
	指名競争入札	1件	
	随意契約	1件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 平成30年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について (平成30年12月1日から平成31年3月30日までの入札・契約状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・但馬県民局（豊岡土木事務所）の指名競争入札40件中19件が落札率95%以上であるが考えられる理由は何か。 ・西宮市発注の下水道関連工事を巡る不正入札事件に関わった業者を県の指名停止にしているが、どのように情報を入手したのか、有罪判決後に改めて指名停止を課すのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同時期に国、県、市町の災害復旧工事が多く発注されており、業者の選り好み、技術者や労働者不足から、多くの辞退者が出たと考えられる。 ・新聞やテレビ等で逮捕された報道から指名停止とした。逮捕の時点で指名停止をしており、判決により重ねて課すことはない。
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について</p> <p>(1) 公募型一般競争入札 ア 企業庁（猪名川広域水道事務所）発注 三田西宮連絡管送水管布設工事（道場工区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1JVしか応募がなかったのはなぜか。 ・落札率100%となったのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JVの代表構成員となり得るのが20社、その他構成員となり得るのが63社あった。3つの工区に分けた工事であり、1つ目の工区では3JVの応募があったことから、2つ目の工区の本件でも同程度の参加を見込める要件の設定であった。 ・2回入札で不落となり、見積書の徴取を何度か重ねた結果である。
	<p>(2) 制限付き一般競争入札 ア 北播磨県民局（加東土木事務所）発注 加古川水系 草谷川 河川災害復旧工事（甲第81号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退者数が多い。金額の入っていない業者のほか、落札者より安い金額で辞退している業者が2社ある。開札後の辞退なのか。 ・この工事は災害復旧のため言えないが、今後の懸念として、制限付きの事後審査型で一旦落札してから安易に辞退することは真摯な応札でなく認めてよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事後審査型のため最低価格者から資格審査を行う。金額の入っているものは開札後の辞退である。第一候補者が辞退し、第二候補者は格付等級と平均工事成績の不足で失格となり、第三候補者は通知までに日数を要して辞退となった。この時期は発注工事が多く、複数の入札に参加、別の工事を受注しての辞退と考えられる。 ・配置予定技術者の問題や、各社の技術者が限られている事情がある。通常は配置できなくなったときは辞退するよう資格要件にも記載している。また、事後審査型では、入札参加者に落札候補者以外の参加者や金額の情報はわからないようになっている。

	<p>イ 丹波県民局（篠山土地改良事務所）発注 四十九池地区ため池改修工事（その5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初契約5,700万円から3,400万円増額の変更契約をしているが、どういう経緯なのか、また価格は適正なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、農業用水が使えるように稲の作付け時期までの工期分とした。着工後、地元から早期完成の要望もあり、最近不落が続いたこともあり、別工事よりも一体で実施する方が好ましいと判断し、変更契約をした。また、価格は増額分を積算した予定価格と落札率から算出されており、基準に沿ったものである。
	<p>(3) 指名競争入札 ア 阪神南県民センター（西宮土木事務所）発注 芦屋鳴尾浜線 鳴尾橋本復旧工事（その1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事その1とその2の内容は。また、増額の変更契約の内容は。 <p>・工事その1とその2に分ける必要があったのか。他社の製造物の運搬・据付に競争性は生じにくいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その1は損傷した橋桁の撤去と製作、その2は新しい橋桁の築造と架設である。事故復旧で緊急に発注しており、施工後に材料増がわかり増額変更した。 ・災害復旧とは異なる船舶衝突事故であり県単予算で実施しているが、高額な予算がなくて予算が付いたその1工事をやむを得ずに発注したため。
	<p>(4) 随意契約 ア 病院局（県立粒子線医療センター）発注 粒子線治療室エックス線位置決めシステム整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件に合う可搬式CT装置がこの米国製品だけであるため随意契約をしているが、他社製品はどうか。 <p>・本体の改修工事と別に発注したのはなぜか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なCTを調査したが特殊なものは3種類しかなく他は合わなかった。また、ヨーロッパ製品も調べたが類似のものはなかった。 ・本体工事の業者に設置を依頼すると、間接経費で約5千万円かかるため、単独で発注した。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。 ・令和元年5月20日付けで苦情申立てがあった件について却下した旨、事務局から報告した。 		